

勝沼中学校いじめ防止基本方針



令和 7 年 3 月改定
甲州市立勝沼中学校

勝沼中学校いじめ防止基本方針 《目次》

1 「勝沼中学校いじめ防止基本方針」の策定について	1
2 いじめ問題に対する基本的な考え方	
(1) いじめの定義	1
(2) いじめの態様	1
(3) 基本的な方向性	2
(4) 基本的な姿勢	2
3 校内体制	
(1) いじめ防止対策委員会(含「いじめ対策委員会」)	3
(2) いじめ問題対策協議会	4
4 いじめ防止のための具体的な取組	
(1) いじめ防止の基本的な考え方	4
(2) 未然防止の取組	5
(2) 早期発見の取組	5
5 いじめに対する措置	
(1) 解決に向けた具体的対応	6
① 初期対応	7
② 中期・長期対応	9
③ 学校運営協議会等地域への協力要請	9
6 インターネットや携帯電話を利用したいじめ (ネットいじめ)への対応	9
7 重大事態への対応	
(1) 重大事態の判断	10
(2) 重大事態への対応	10
(3) 具体的な対応	11
(4) 調査の内容	12
《参考》調査の結果を受けた市長による再調査及び措置	13
* 参考資料 1	
「いじめ発生時の通常対応のフロー図」	
「重大事態対応のフロー図」	14
* 参考資料 2	
「重大事態発生の事案対処等のフロー図」	
「重大事態発生の事案対処等のフロー図解説」	15

1 「勝沼中学校いじめ防止基本方針」の策定について

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月）が施行され、国の「いじめ防止基本方針」（平成25年10月）が策定されたのに伴い、「山梨県いじめ防止基本方針」（令和6年11月改定版）を基に策定したものである。また、策定に当たっては、「甲州市いじめ防止基本方針」（令和7年3月改定版）を参酌し、本校の実情に合わせて基本となる事項を定めている。

なお、本方針については、本校に設置する「いじめ防止対策委員会」の中で、随時、見直しを行っていくものとする。

2 いじめ問題に対する基本的な考え方

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と①一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または②物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

①「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

②「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

（2）いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ SNS、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（３）基本的な方向性

- ①いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ②いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、保護者、地域など市民がそれぞれの役割を自覚し主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④子供は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

（４）基本的な姿勢

【学校として】

- ①あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、教頭のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

【保護者として】

- ①どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ②子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など、子供を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- ③いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校関係機関等に相談または通報する。
- ④保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めなければならない。また、保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

【子どもとして】

- ①自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ②周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

【市民、事業者、関係機関として】

- ①市民及び市内で活動する事業者（以下、「市民等」という。）は、甲州市の子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- ②子供の成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- ③市民等は、地域行事等で子供が主体性をもって参加できるよう配慮する。
- ④子供の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子供が健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶に努める。

3 校内体制

本校における、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、中核となる常設の組織として「いじめ防止対策委員会」を置く。組織の役割は、以下の通りである。

- 本校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口の役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有の役割
- いじめに関する情報を定期的に共有するための会議等を設け、いじめを未然に防ぐための取組を具現化する役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる役割

(1) いじめ防止対策委員会

①いじめの未然防止・実態把握・課題発生時の対処のため等の諸課題について組織的に対応するため「いじめ防止対策委員会」を組織する。

② 構成員

- ・委員長：校長
- ・副委員長：教頭
- ・委員：◎生徒指導主事（事務局）、学年主任、教育相談担当、養護教諭
〈必要に応じて〉
- ・スクールカウンセラー ・甲州市教育委員会指導主事
- ・甲州市子育て支援課相談員 ・東山梨教育事務所 S. S. W

③ 委員会の開催と内容

毎週1回、事務局は週ごとの状況を委員長に報告し、必要に応じて委員長の判断で委員会を開催する。内容は、早期発見のための情報交換や教育相談活動のあり方についての協議、個別事案への対応方針の決定や検証を行う。また、随時、「いじめ防止基本方針」の見直しについても協議する。

④ いじめ対策校内委員会の開催

月1回、全職員参加の「いじめ対策校内委員会」を開催し、情報交換ならびに共通理解を図る。

⑤ 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの発見・通報を受けた場合、学校長の判断により、いじめ防止対策委員会が中心となり、「いじめ対策委員会」を設置する。（5（1）①のエ 参照）

構成員は、いじめ防止対策委員会の委員を含め、その件にかかわる教職員を主たる委員とする。必要に応じて、学校長の判断により、S.C.や市・県の関係機関に協力を求める。いじめ対策委員会は「**5 いじめに対する措置**」に沿って対応にあたる。

(2) 「いじめ問題対策協議会」(いじめ防止と重大事態への対応)

① いじめ防止に向けた組織的な取組を行っていくために、また、いじめによる重大事態が起こった場合の対処の機関として「いじめ問題対策協議会」を設置する。

② 構成員は、以下のとおりとする。

- ・ 校長 ・ 教頭 ・ 生徒指導主事 ・ 学年主任
- 〈必要に応じて〉
- ・ 甲州市子育て支援課相談員 ・ 峡東教育事務所 S、S、W
- ・ 専門的な知識を有する者 ・ 関係の学校担当者

③ 会の開催

重大事態の発生、又は構成員から開催要望があった場合、学校長の判断で開催する。

④ 会の成立及び議案について

- ・ 協議会における議案は、生徒指導主事が取りまとめ、提案する。
- ・ 協議会は、構成員の 2 / 3 の参加又は委任状をもって成立とする。また、議案の成立も同様とする。

⑤ 会における決議・指導について

- ・ 本協議会において決議された議案は、直ちに甲州市教委及び関係の教員に通知し、本協議会の指導のもと、各担当者が速やかな対応をとることができるようにする。
- ・ 本協議会において決議された議案に係る内容で、指導等が必要な場合は、本協議会の構成員が直接指導に当たるものとする。
- ・ 本協議会は、決議された議案に係る対応等が、関係者において迅速かつ的確に行われているかどうか、経過観察と指導を行うとともに経過評価を行うものとする。

4 いじめ防止のための具体的な取組

(1) いじめ防止の基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うと共に、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援を行う。

生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めるとするいじめを止めさせるための行動をとることが重要である。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行っていく。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いについても指導を行う。

さらに、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒を含め、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行っていく。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・環境づくりに努める。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払って指導にあたるものとする。

(2) 未然防止の取組

① 「心の教育」の充実

- ・道徳や学級活動、ボランティア活動等の取組を通して、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・授業や学校行事等における人とのかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めると共に人によりよくかかわっていかうとする意欲や態度を育てる。
- ・勝沼中学校区の小・中学校で、9年間を見通した生活と学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。～小中連携の推進～

② いじめを許さない学校、学級づくり

- ・学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境と風土をつくる。～いじめの四層構造を踏まえた指導～
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

③ 生徒の主体的な活動の充実

- ・生徒会活動、学校行事等を通して、生徒が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいかうとする態度を養う。

④ 日常的な実態把握とかかわり

- ・授業や休み時間、給食、清掃活動など全教育活動を通して、生徒に寄り添い、常にかかわりをもつことで信頼関係を築く。

⑤ 保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・学校だよりや学級通信、学校運営協議会や保護者会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

(3) 早期発見の取組

① 日常的な行動のきめ細かな観察

② 生活ノートからの情報収集

③ いじめアンケートの実施（生徒：年に2回を基本とする）

※実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。

④ 教育相談の充実（教育相談月間、スクールカウンセラーの活用等）

⑤ 悩みごと等の相談機関の周知

（いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について、広く周知する。）

⑥ 部活動休養日の設定等、教職員の業務の見直しを行い、いじめに係わる相談等に応じる時間を一層確保する。

(4) 警察との連携

(令和5年2月7日付け4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」を参照)

① 学校は警察と、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。

② いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

警察に相談・通報すべきいじめの事例

- 暴行
 - ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
 - ・無理やりズボンを脱がす。
- 傷害
 - ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
- 強制わいせつ
 - ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 恐喝
 - ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
 - ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- 窃盗
 - ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
 - ・財布から現金を盗む。
- 器物損壊等・自転車を壊す。
 - ・制服をカッターで切り裂く。
- 強要
 - ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- 脅迫
 - ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 名誉毀損、侮辱
 - ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
- 自殺関与
 - ・同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。
- 児童ポルノ提供等
 - ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
 - ・同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。
 - ・同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。
 - ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
- 私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)
 - ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

③ いじめを受けた生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

④ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものである。

⑤いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

⑥学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。

⑦学校は、警察から連絡を受けた場合には、密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければならない。

5 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、**特定の者がひとりで抱え込まず、いじめ防止対策委員会に報告し、組織的に対応する。すなわち、特定の者がいじめに情報を抱え込み、組織に報告を行わないことは、法第23条1項に違反し得る。また各教職員はいじめに係る情報を適切に記録しておくこと、被害生徒を徹底的に守り通す。**加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害生徒に対しては事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。全教職員で、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。いじめ防止対策委員会を中心に、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に全職員で注意深く観察していかなければならない。

6 スマートフォンや1人1台端末等を利用したネットやSNS等におけるいじめへの対策

①インターネットには匿名性や拡散性等の特徴があることを十分に把握した上で、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。併せて、SNSを介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめについては、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、適切かつ迅速な対応が行えるよう、警察を始めとする関係機関等との連携を深めるなど、体制を整備する。

②インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることについての生徒の理解を深めることを目的に、情報モラル教育の充実を図る。また、教職員に対しても、情報モラル教育に関する研修を実施するなどして、指導力の向上を図る。

③インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて警察などの関係機関との連携を図る。

④未然防止—情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。生徒に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。
- ・生徒向けまたは親子でのスマホ・携帯・SNSに関する学習会を行う。

⑤家庭、地域への啓発活動

- ・PTA総会、学年部会、役員会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する。

7 重大事態への対応—【重大事態とは】

①「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある段階を指す。これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査に向けた取組を開始する。重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対応及び再発防止策を講ずることにある。

※※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

②○重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。

○不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。

③ 生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施すること。 第4章

いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態については、「重大事態ガイドライン」により適切に対応する。

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）」

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf

（１）重大事態ガイドラインの構成

第１章 重大事態調査の概要及び調査の目的 第２章 いじめ重大事態に対する平時からの備え

第３章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

第４章 重大事態を把握する端緒

第５章 重大事態発生時の対応

第６章 調査組織の設置

第７章 対象生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明

第８章 重大事態調査の進め方

第９章 調査結果の説明・公表

第１０章 重大事態調査の対応における個人情報保護

第１１章 調査結果を踏まえた対応

第１２章 地方公共団体の長等による再調査

【別資料１】 いじめ（いじめの疑いを含む。）により、これまで各教育委員会等で重大事態として扱った事例

【別資料２】 いじめ重大事態に係る申立様式 ≪参考≫法・基本方針の関連する規定

（２）留意事項

① 重大事態ガイドラインの研修・啓発について

重大事態ガイドラインは、重大事態調査が適切に行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、いじめ防止対策協議会での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものである。各教育委員会においては、重大事態ガイドラインや添付資料等を活用し、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めること。さらに、年度初めの職員会議等において、学校基本方針はもとより、法、国の基本方針や本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から実効的な取組を行うよう努めること。

② チェックリストの活用について

各学校においては、平時からの備え及びいじめ重大事態調査の際には、重大事態ガイドライン

別添３のチェックリスト（右記 QR コード参照）を、実情に応じて編集のうえ活用すること。

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_4.docx

○平成29年3月に学校誘設置者及び学校（以下「学校等」という）におけるいじめ防止対策推進法、いじめ誘防止等誘ため誘基本的な方針等に則した適切な 調査誘実施に資するためガイドラインを作成。

今回の改訂により、重大事態調査へ誘学校や関係者誘対応をより明確化（①）。円滑かつ適切な調査誘実施（②）及びいじめ対象児童生徒や保護者等 に寄り添った対応（③）を促す。

具体的な改訂

第2章「重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載」

○全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が 校内のいじめ対応に当たって **平時から実効的な役割**を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携をとるような必要な取組を掲載

平時から学校の全ての教職員が、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解すること

第3章「学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記」

○重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、**事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢**で取り組むことが必要である。

○調査の対応と並行して、**対象生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組むことが求められる**

第4章～上記に記載～

第5章

○学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告しなければならない。

○重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校は設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、**保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。**

○学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。

第6章「第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示」

○自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載する。

第7章〔（加害児童生徒を含む）生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明〕第

○調査目的や調査の進め方について 予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

○調査を始める前に対象生徒・保護者へ事前説明を行う。事前説明を通じて、調査について諒認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。

○事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい。

○関係児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。

第8章〔重大事態調査で調査すべき調査事項を明確化〕

○標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、生徒へ諒フォロー等）を記載・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

第9章 調査結果の説明・公表

○調査報告書に基づく対象生徒・保護者への説明は法で求められている。併せて、いじめを行った生徒・保護者にも説明を行うことが必要である。その際、個人情報保護法や生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。

○調査報告書に基づいて、地方公共団体の長等に対して報告を行うことも法で求められている。

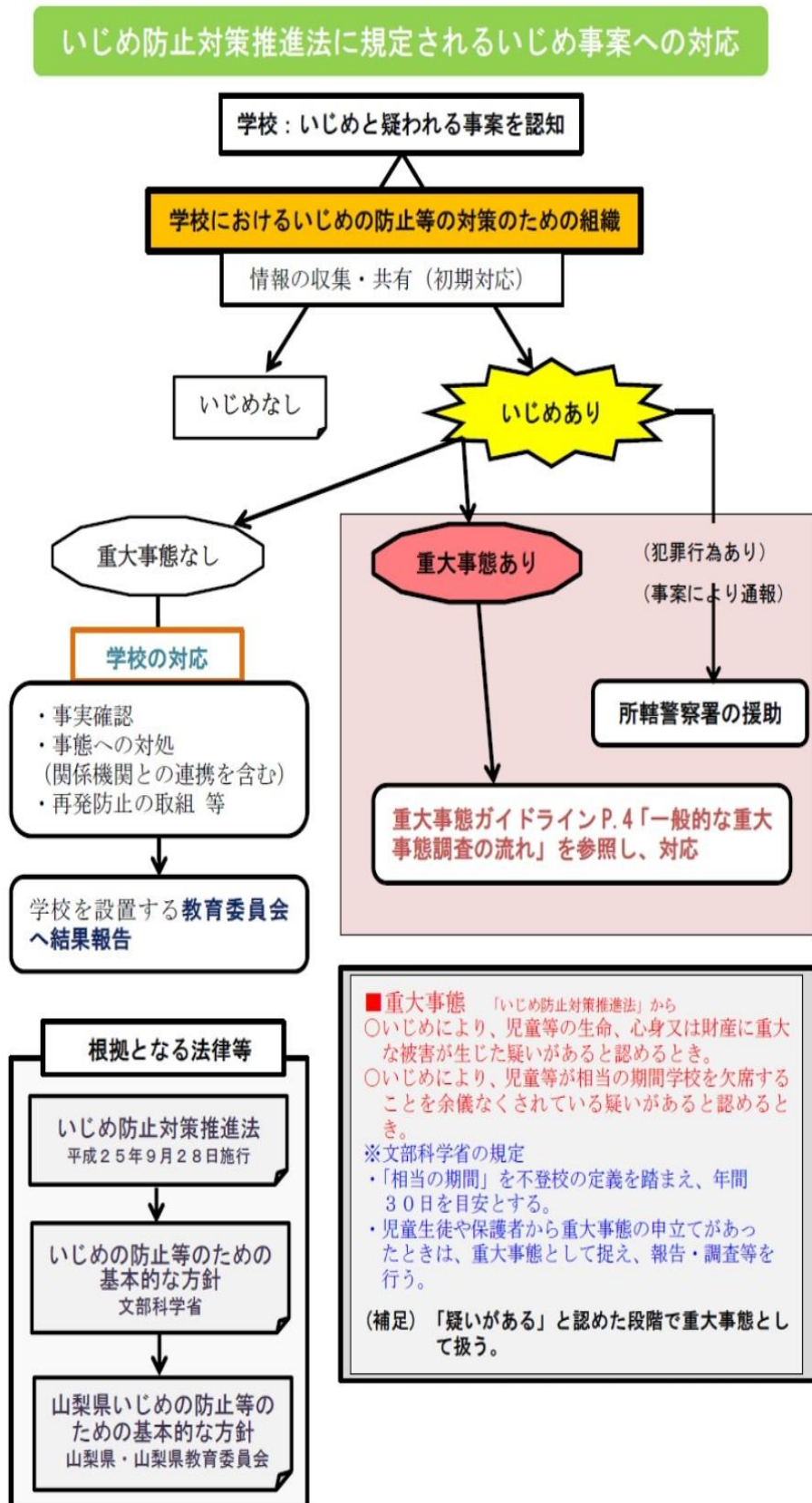
○調査報告書を公表するか否かについては、学校諒設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合は生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

第11章 調査結果を踏まえた対応

○調査結果を踏まえて中長期的に対象生徒の支援や配慮が求められる場合もある。また、いじめを行った生徒に対しても必要な指導及び支援を行うことが求められる。

○再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが考えられる。

【参考①】いじめ事案への対応フロー



【参考②】 いじめの対策等に関する法律や国の通知

○平成 25 年 6 月 28 日付け通知

「いじめ防止対策推進法の公布について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm

○平成 29 年 3 月 16 日付け通知

「「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm

○令和 5 年 9 月 5 日付け事務連絡

「いじめ調査アドバイザーの運用開始について」

<https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi/ijime-chousa>

(こども家庭庁「いじめ調査アドバイザーについて」ホームページ URL)

○令和 5 年 12 月 6 日付け通知

「生徒指導提要の改訂について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

○令和 5 年 2 月 7 日付け通知

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」

https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf

○令和 5 年 3 月 10 日付け事務連絡

「いじめ重大事態に関する国への報告について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00001.htm

○令和 6 年 8 月 30 日付け通知

「いじめ重大事態に関するガイドラインの改訂について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm